

維持管理業務仕様書(カーハイツ花みずき)

1. 各槽の水位チェック及び漏水有無のチェック。
2. 各機械駆動部の音、振動、熱等の状況及び附帯装置類の作動状況チェック。
3. 各機械駆動部の定期注油及び軽微な調整。
4. 沈殿槽のスカム生成、汚泥の堆積状況及び汚泥、スカムの返送状況チェック。
5. 消毒薬品の有無確認と補充の的確な措置。
6. 各槽、各器械等配管類及びスクリーンの異物の付着状況チェックと残査の清掃。
7. 曝気時間（調整した時間は、点検記録簿に記録のこと）
8. 保守点検の実施は、週1回を原則とし、保守点検報告書の様式は、別添によること
 - (1) 保守点検記録
 - (2) 汚泥搬出量
 - (3) 薬品補充量
 - (4) 放流水、水質検査成績
 - (5) 放流水、汚濁負荷量測定成績
9. 汚泥汲取時の把握（30分SV検査等の実施状況による。）
10. 場内の良好な環境保守に努めること。
11. 管理等のミスによって修繕が発生した場合は、業者の責において行う。
12. 保守点検の際修繕箇所を発覚した場合は、速やかに発注者に連絡し、指示を受けること。
13. 修繕箇所によっては、原因も含めた詳細と経過措置も併せて記述のこと。
14. 各住宅の技術管理及び従事者名簿（経歴書含む）の提出。

暴力団の排除措置

妨害または不当請求に対する通報義務

1. 受注者は契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。
2. 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することが出来ない時は、発注者に履行期間の延長変更を請求することが出来る。

下水処理施設維持管理作業基準

第1 一般事項

1. 下水処理施設の管理業務の内容及び方法は、この作業基準の定めるところによる。
2. 下水処理施設の維持管理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施設規則及びその他関係法令に従い作業管理の徹底を図るものとする。
3. 下水処理施設の内外は、常に清掃を施し、清潔を保持するものとする。
4. 技術管理者は、予想される非常事態に備えて、その対応処置を研究しておくとともに、非常事態発生に際しては、速やかに適切な処置を講ずるものとする。
5. 施設の常備機械類は、常に手入れを行い、使用に便利な場所に整理整頓するものとする。
6. 危険防止のため、施設内には技術管理者以外の者の立ち入りを禁止し、技術者の保健衛生に留意するものとする。
7. 管理日報については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行規則第14条に伴い、点検及び検査の記録を作成し、3か年間整理保存するものとする。
8. 維持管理内容及び水質検査の結果については、関係行政庁及び委託者に報告するものとする。

第2 下水処理施設の維持管理

1. 沈砂池

沈砂は、適時これを除去し、搬出又は埋設するなど、これを衛生的に処分するものとする。

2. スクリーン

スクリーンかすのかき揚げは、適時実施し、かき揚げられたかすは、速やかに埋設、焼却、搬出等の処分をする。

3. 破砕機

イ 破砕機は、適時これを点検し、製作者の仕様に基づき注油または調整し、可動部分に損傷をきたさないように留意する。

ロ 破砕機の運転を止めて点検、調整を行う場合には、速やかに細目スクリーンの切り替えを行うものとする。

ハ 破砕機に付属する水路部分は、適時清掃するものとする。

4. 送風機

イ 送風機の音、振動、温度、送風量、送風圧及び電流計の指示、油漏れなど適時製作者の仕様に基づき、点検するものとする。

ロ 2台以上の送風機がある場合には、各送風機の運転時間が均等になるよう操作するものとする。

5. ポンプ類

イ ポンプの音、振動、電流計の指示、吐出量等は、適時点検するものとする。

ロ ポンプ及び配管に異物がつまり、流れを閉塞しないよう必要に応じてこれを取り除くものとする。

ハ 注油、オイル交換等については、製作者仕様により行うものとする。

ニ 2台以上のポンプがある場合には、各ポンプの運転時間が均等になるよう操作するものとする。

6. 減菌装置

イ 減菌機は、適時これを点検し、製作者の仕様に基づき調整するものとする。

ロ 注入量は、流入水を把握し、完全に減菌できるよう調整するものとする。

7. 曝気槽

イ 流出の溶存酸素は、2～4 PPM 程度を目安とし、1 PPM 以下としないものとする。

ロ 曝気槽混合液の浮遊物濃度 (MLSS) を適切に運転操作するものとし、これを適正に保つたために沈澱池の汚泥排除量及び汚泥返送量を適切に行うものとする。

ハ 活性汚泥の異常事態として、膨化、解体、浮上、異常な泡立ちがあり、また混合液自体の異常な酸性化などの現象がある場合には、適切な処理を行うものとする。

8. 沈澱槽

イ 沈澱槽が効率よく作動するために、努めて流入量の均等化に留意するものとする。

ロ 沈澱槽の表面にスカムが浮上する場合には、その都度流出させないように注意し、これを除去するものとする。

ハ 底部に沈積した汚泥は、速やかに除去するものとする。

9. 汚泥貯留槽・濃縮槽

イ 濃縮汚泥の吸い上げ及び引き抜きは、少量ずつ連続的に行うものとする。

ロ 貯留槽・濃縮槽にスカムが発生しないように注意し、もし発生が認められない場合には、速やかに破碎又は除去するものとする。

10. 電気設備及び制御盤

イ 各計器の指示及び指示状態を巡回日に点検し、記録するものとする。

ロ 何らかの原因で動力回路に接地事故が発生した場合、マグネットスイッチにより制御盤を保護するとともに、事故原因を早急に取り除き、元の運転状態に戻すよう対処するものとする。

第3 水質の管理

1. 放流水の水質は、関係法令に基づき、基準以下に維持するよう努めるものとする。

2. 水質検査は、1 ヶ月に 2 回行い、成績表を提出するものとする。

イ 検査項目及び基準値

PH(5.8～8.6)、BOD(20 mg/l 以下)、COD(30 mg/l 以下)、SS(50 mg/l 以下)、
大腸菌群数(3000 個/cm³ 以下)、全窒素(60 mg/l 以下)、全りん(8 mg/l 以下)、
透視度(なし)

第4 その他

ベルト、ヒューズ、表示灯の交換等軽微な修理。



サニ-ハイツ花みずき 附近見取図
各務原市那加西市場町4丁目161番1

